

あなたも家族もまるごと守る! 頼れる補償の

# 商工会の福祉共済

全国商工会会員福祉共済

# 「がん」重点補償

## 5つの安心

特長1

**初期のがん**  
でも安心!

上皮内がん等の初期のがんでも、  
**診断共済金として、  
100万円をお受け取りいただけます。**

特長2

**再発・転移**  
しても安心!

一旦治癒した後、  
がんが再発したと診断確定されたときなどにも  
**診断共済金をお支払い**します。  
(注1) 診断共済金のお支払いは被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間(ご契約期間)を通じて1回に限ります。また、2回目以降の診断共済金については、前回の診断共済金のお支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年を超えた期間が経過している場合に限りお支払いします。  
(注2) 再発・転移とは、既に診断確定されたがんを治癒したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたことをいいます。

特長3

**入院**  
も安心!

がん入院はもちろん、  
**がん以外の病気・けが入院も、  
日帰り入院から補償**します。

特長4

**手術**  
も安心!

がんの手術はもちろん、  
**がん以外の病気・けがで  
所定の手術を受けられたとき、  
何度でも補償**します。  
※手術の内容・種類によっては、回数制限があったり、お支払い対象外の手術もあります。お支払対象となる手術については「約款」をご覧ください。

特長5

**先進医療**  
も安心!

先進医療に係る費用が  
全額自己負担となる所定の  
**先進医療を受けられたとき、  
何度でも補償**します。  
**通算支払限度はありません。**

## 「がん」重点補償

満**6歳**~**74歳**

がん・けが・疾病による  
入院、手術等を補償します

月額**3,000円**<sup>\*1</sup>で  
がん・医療ともに  
**補償!**



### がん検診で早期発見! 早期治療!

男性の**2人**に**1人**、女性の**3人**に**1人**が「がん」になる可能性があるなか、  
がん検診受診は、中小企業の経営基盤を守る**最も有効なリスクマネジメント**です。

企業で働く皆さんのがん検診受診率向上を応援します



がん検診 企業アクション

全国商工会連合会は、がん検診受診率向上を目指す国家プロジェクト  
「がん検診企業アクション」の推進パートナーです。

「がん」重点補償プラン(シニアを含む)に新規ご加入の場合、共済期間の初日よりその日を含めて**90日(待機期間)**を経過した日までにがんと診断確定された場合は、がん診断共済金・がん手術共済金・がん入院共済金はお支払いできません。

掛金と共済金は裏面をご覧ください。

\*1 満66歳以上の方は月額6,000円です。

# 大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ**加入**できる**特別な制度**です!

**共済(補償)期間** 2011年11月1日午後4時から2012年11月1日午後4時まで

**ご加入できる方** 商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役職員とその家族であって健康な方が対象となります。(健康状態に関する告知義務あり。)

※ただし共済期間開始時点での満年齢が満6歳以上満74歳以下の方に限ります。  
「家族」とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母をいいます。

**中途加入** 毎月1日午後4時の共済(補償)始期でご加入になれます。

## 掛金と共済金

加入プラン	「がん」重点補償プラン	シニア「がん」重点補償プラン
加入年齢(注1)	満6歳～65歳 66歳となった場合はシニア「がん」重点補償プラン(6000円)に自動的に移行します。	満66歳～74歳
月払掛金	3,000円*1	6,000円*1
がん診断共済金 <sup>①</sup>	がんと診断確定されたとき(注2)、入院の有無にかかわらず一時金として 100万円*2	
がん手術共済金	手術の種類により(注3) 40万円～10万円	
がん入院共済金(1日あたり)	10,000円*2	
がん以外の病気・けがの手術共済金	手術の種類により(注3) 20・10・5万円	
がん以外の病気・けがの入院共済金(1日あたり)	5,000円*2 (日帰り～120日まで)	
先進医療共済金 <sup>②</sup>	305万円～5万円 1回のお支払いは実費の約半額程度となります。	

共済金額

再発・転移しても安心

お支払日数無制限

通算支払限度なし

(注1) 2011年11月1日時点での満年齢をいいます。

(注2) がんの診断確定は、病理組織学的所見によりなされることを要します。診断共済金のお支払いは被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間(ご契約期間)を通じて1回に限りま。また、2回目以降の診断共済金のお支払いは、それ以前の診断共済金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。

(注3) 手術の内容・種類によっては回数制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。

\*1 月額掛金3,000円、月額掛金6,000円に含まれる東京海上日動火災保険(株)の医療保険の保険料は210円、がん保険の保険料は180円です。がん保険は表面記載のとおり新規ご加入の方の場合は待機期間があるため、ご加入初年度の保険料は安くなっています。2年目以降のがん保険の保険料は250円となります。

\*2 支給額のうち、東京海上日動火災保険(株)のがん保険・医療保険が下記の金額を補償します。  
がん診断共済金:15万円 がん以外の病気・けがの入院共済金:750円 がん入院共済金:1,500円

### 「がん」重点補償プランへの乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等することを前提に、「がん」重点補償プランへのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

- ① 現在のご加入を解約、減額等される場合の不利益事項
  - 多くの場合、返れい金はお払掛金の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。
- ② 「がん」重点補償プランにご加入される場合のご注意事項
  - 「がん」重点補償プランについて、被共済者の健康状態や年齢等によりご加入をお断りする場合があります。
  - 「がん」重点補償プランの掛金については、共済期間(「がん」重点補償プランのご契約期間)の初日における被共済者の満年齢等により計算されます。
  - 「がん」重点補償プランの掛金については、掛金の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。
  - 「がん」重点補償プランについて告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され共済金が支払われない場合があります。
  - 「がん」重点補償プランの責任開始期前の発病等の場合は、共済金が支払われない場合があります。

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、共済金をお受け取りいただけないことがあります。

### 用語解説

#### ① がん診断共済金

がん診断共済金とは、(1)初めてがんと診断確定されたとき、(2)この保険契約が継続契約の場合において、初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(以下「原発がん」といいます。)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき(3)原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合などにお支払いする共済金をいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見(生検を含みます)により医師または歯科医師によってなされることを要します。診断共済金のお支払いは被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間(ご契約期間)を通じて1回に限りま。また、2回目以降の診断共済金については、前回の診断共済金のお支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年を超えた期間が経過している場合に限りお支払いします。

#### ② 先進医療共済金

「先進医療」とは、主務官庁が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われる医療のうち、先進医療として主務官庁が定めたものをいいます。詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。先進医療共済金額は、「先進医療」に係る技術料に応じた所定の給付倍率(610倍～10倍)に5,000円を乗じた金額となります。「先進医療」に係る技術料と同額をお支払いするものではありません。

驚きの**確率** ご存知ですか?

一生涯のうち、「がん」になるリスク(推計値)

約**2人に1人**

一生涯のうち、男性の**54.5%**、女性の**40.7%**が**がん**になると言われています。

財団法人がん研究振興財団「がんの統計'09」

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会へ

全国商工会連合会 03-5860-2294

商工会

都道府県商工会連合会  
全国商工会連合会

このチラシは福祉共済および東京海上日動火災保険(株)の医療保険(1年契約用)・がん保険(1年契約用)の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、商工会までお問い合わせください。

取扱代理店:株式会社ふさとサービス

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10F TEL:03-3214-5710

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社 担当課:広域法人部法人第一課

東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4147

2011年9月作成 11-T-04055